

「百卷の万国公法は数門の大砲に若かず」 は今でも妥当するか？

柳原 正治
Yanagihara Masaharu

[要旨]

2022年2月24日に開始されたロシアのウクライナへの軍事侵攻は、国際法秩序の危機とみなされる。ただ、「力が法を生み出す」という原則が国際社会には当てはまるのではないかという疑問は、19世紀当初から存在し、福沢諭吉も「百卷の万国公法は数門の大砲に若かず、幾冊の和親条約は一筐の弾薬に若かず」と述べていた（『通俗国権論』1878年）。

大東亜戦争という暴挙に直面した田岡良一は、1942年1月の論文のなかで、「国際法の法燈」を守るため、時代に迎合することなく、そのときどきの国際社会の現状を見極めたうえで、現行の制度をその根源から深く分析し、そしてあるべき制度の姿を求めていくという手法を示した。田岡の論文から80年後、ロシアによるウクライナ軍事侵攻という惨劇を目のあたりにしている現代の私たちが、「国際法の法燈」を守るために何ができるか、何をなすべきかを、創造的な観点から追究していくことは、当時と同じく——あるいは、それ以上に——困難であるが、真剣に取り組むべき緊切な課題である。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻の衝撃

2022年2月24日に開始されたロシアの「特別軍事作戦」、ウクライナへの軍事侵攻、あるいは3月2日の国連総会緊急特別会合の決議によれば、ウクライナに対する「侵略」は、世界に大きな衝撃を与えた。ロシアによるジェノサイド条約違反を理由としてウクライナが国際司法裁判所に付託した事件の口頭弁論（3月7日）で、コー（イェール大学教授）は、「この事件はたんにウクライナ対ロシアという次元を超えてはるかに重大な意味を持っています。それは、ロシアか、戦後の国際法秩序か、どちらが優越するかについての試験となっています」と述べた。第2次世界大戦後80年近く守られてきた国際法秩序の危機であるという認識である。

もっとも、今回に類似する事態は第2次世界大戦後何度も起きているのではないかと指摘もある。例えば、当のロシア自身がかかわったものとしては、1994年および1999年からのチェチェン侵攻（第1次・第2次チェチェン紛争）、2008年のジョージア侵

攻（南オセチア紛争）、2014年のクリミア併合などがある。また、1999年3月から行われた北大西洋条約機構（NATO）の空軍によるユーゴスラビア空爆は、1990年にクウェート侵攻を行ったイラクに対する、いわゆる「多国籍軍」による空爆とは異なり、国際連合の権威の下になされた武力行使ではなかった。

しかし、今回の事態がこれらと異なるのは、ロシア側と米英仏独日などの西側諸国側とが真っ正面から対立し、第2次世界大戦後の国際法秩序を根底から覆し、とてつもない被害を全世界にもたらしかねないという点にある。1945年以降で最も核戦争の恐れがあったのは、1962年10月のキューバ危機の時であったが、今回の事態はその時よりももっと緊迫の度合いが高いかもしれない。

法による支配と力による支配

今回の事態が第2次世界大戦後国際法秩序の最大の危機である点は間違いないとして、1990年代以降、湾岸戦争、コソボ紛争、9・11米国同時多発テロ、アフガニスタン問題、リビア内戦、シリア内戦、クリミア危機、南シナ海問題などの事件が続発し、国際社会においては、法による支配ではなく、力による支配が行われているのではないかという強い疑義がもたれていることもまた、事実である。こうした疑義が表立って唱えられるようになって、すでに30年ぐらいいったことになる。

ただ、翻ってみると、「力が法を生み出す」あるいは「事実から法が生まれる」という原則が国際社会においては当てはまるのではないかという疑問は、19世紀後半に近代ヨーロッパ国際法が完成した時点からずっと投げかけられてきた。それは、国際法規範がそもそも国内法と同じ意味での法規範としての性格を完全な形で具備していないのではないかという疑問である。どの国家が現行国際法に準拠した行動をとっているかを判断する機関（現在では、国際連合や国際司法裁判所など）は十分な機能を果たしていないし、仮にそれらの機関によって判断がなされたとしても、その判断に従った行動を当該国家に強制する、有効なシステムが存在していないのではないかという疑問である。

そうした疑問は、国際法によって戦争や武力行使を規制することがそもそも可能か、さらには、国際法と個々の国家の主権は両立しうるかという、国際法の存立そのものにかかわる古典的な課題と密接に関連している。それはまた、「もっと健全な国際秩序を構築するためにわれわれの手元にあるいくつかの制度」（ブライアリー）のなかで国際法は本当に有用であるか、別の制度（例えば、ハーバーマスが1999年に唱えた「世界市民社会におけるコスモポリタン法」）はありえないか、という疑問をも生み出す。

近代ヨーロッパ国際法の法的性格、さらにはその普遍性や公平性についての疑義は、その受容に邁進した明治日本においても一部の政治家や知識人たち、例えば、木戸孝允や岩倉具視や陸羯南によって表明されていた。そうした点を当時最も明瞭に、

また印象的な形で示したのが、1878年に出版された福沢諭吉の『通俗国権論』である。そのなかで福沢は、小国が条約と公法（＝国際法）に依拠して独立の体面を保ったという例は歴史上存在しないし、大国間が対立する場合にそれを決着させるのは兵力の強弱の1点のみであるとし、以下のように続ける。「百卷の万国公法は数門の大砲に若かず、幾冊の和親条約は一筐の弾薬に若かず。大砲弾薬は以て有る道理を主張するの備に非ずして無き道理を造るの器械なり」。そして、1870年から71年の普仏戦争の例を挙げ、「勝敗は仏の師（いくさ）に名義なきが為なる乎」と問いかける（もっとも、1868年に出版された『西洋事情 外編』では「世の文明に進むに従て一法を設け、これを万国公法と名付けり。……国として此公法を破れば必ず敵を招くが故に、各国共にこれを遵奉せざるものなし」と記しており、ここでは国際法を肯定的に捉えていた）。

国際法を守る動機

法的性格そのものに疑義がもたれてきた近代ヨーロッパ国際法、さらには現代国際法について、国家が明示的に国際法に反する行為を行うことは、これまで一般的にはそれほど多くなかったということもまた、事実である。ウクライナに対する侵略を行っているとみなされたロシアも、NATOの「東方拡大」に対する個別的自衛権、および、自らが国家承認した「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」との集団的自衛権を行使しているのであって、国際法違反行為はまったく行っていないと弁明している。

それでは、なぜ国家は国内法と比べれば明らかに「外面的・物理的強制」のシステムが十分とはいえない国際法を守るのでしょうか。これまで一般的に挙げられてきた動機は、相手国が守るから自国も守るという「相互性」と、政治力・経済力・軍事力などといった「力」の強い国家から遵守を求められるという「権力性」の2つである。ほかにも、現在の国際法はほとんどの場合、個別国家が国際法の形成にかかわっており、一方的に押しつけられたものではないこと、国際法を守るほうが長期的で多様な利益に合致していることなどが挙げられる。

理由は何であれ、ほとんどの国家は、完璧な形ではないとしても、一般には国際法を守っているという説明がこれまでなされてきた。しかしながら、この30年間の出来事、さらには、ロシアによるウクライナ軍事侵攻という事態に直面するとき、そのように整理することで済ませてよいか厳しく問われている。

国際法を超えるものはあるか、あるべきか？——「国際法の法燈」

国際法に対する、こうした批判とは異なる次元のものとして存在するのが、現行国際法を守っていれば、それで国際社会においてまったく非難されることはないか、あるいは現行国際法に基礎づけられないときに別の基準を持ち出して弁明できるかとい

う問いである。そうした「合法性」とは異なる、「正当性」とか「公正さ」という基準、言い換えれば、現行国際法規範以外の何らかの基準——「正義」とか「公正」——に基づく評価がなされるべきではないかという問いである。

こうした問いの背景には、現行国際法が国際社会に生じる事象を評価するのに不完全あるいは不十分であるとの認識がある。「法の外にある衡平」、さらには「法に違反する衡平」という法理は、こうした議論の枠組みのなかのものとしても捉えることができる。それは、現行国際法の内容が国際社会の現実に即していないのではないか、そして即していないとすれば、現行国際法の拡張・改善——「あるべき国際法」——はどのようにすれば実現できるかを検討しなければならないという批判を含んでいる。

戦前日本の国際法学界を代表する学者のひとりであった田岡良一は、大東亜戦争（太平洋戦争）が開始されてすぐに刊行された『外交時報』（1942年1月）に寄稿し、以下のように記している。「我々の研究はヨリ分析的にならねばならぬ。ヨリ深く、ヨリ分析的に、今後の国際法学は進むことによって始めて世人に正しい国際法の知識を普及し、且つ国際法の権威を保存することが出来るのである」としたうえで、われわれの前に横たわる困難は重大であるが、これを避けては今日広がっている「国際法否定思想の浪に対して国際法の法燈を護り、世人に正しい国際法の知識を与える方法はないのである。……時代思想への迎合を主眼とする研究方法は結局本稿に指摘した弊害を繰り返すのでは無いかと憂える。私の提唱する方法が、ヨリ確実な道ではないかと考える。又私の信ずる所にして誤りなくば、此の道は何れの時代をも通じて国際法学の歩むべき悠久の道である」。

大東亜戦争という暴挙に直面した田岡は、国際法を否定する潮流に立ち向かい、「国際法の法燈」を守ろうとする揺るぎない決意を、この論文のなかで決然と述べている。時代に迎合することなく、そのときどきの国際社会の現状を見極めたうえで、現行の制度をその根源から深く分析し、そしてあるべき制度の姿を求めていくという手法が、国際法学の普遍的な道であるという考えである。その手法とは、現行国際法の拡張・改善を、ある国家が一方的に、または力を用いて実現するのではなく、いかに平和的に実現できるかを模索していくということである。田岡の論文からちょうど80年後、ロシアによるウクライナ軍事侵攻という惨劇を目のあたりにしている現代の私たちが、「国際法の法燈」を守るために何ができるか、何をなすべきかを、創造的な観点から追究していくことは、当時と同じく——あるいは、それ以上に——困難であるが、真剣に取り組むべき緊切な課題である。

[付記] 本エッセイの記述の一部は、柳原正治『帝国日本と不戦条約——外交官が見た国際法の限界と希望』（NHK ブックス、2022年12月刊行予定）と重複する。

やなぎはら・まさはる 放送大学特任荣誉教授